

和 指 第 6 2 9 号
令和 7 年 2 月 2 7 日
(2 0 2 5 年)

介護保険サービス事業所・施設 代表者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

令和 7 年 3 月 3 1 日に経過措置期間が終了する令和 6 年度介護報酬改定における改定事項等に係る対応
について (通知)

日頃より、本市介護保険事業に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記について、次に記載している改定事項 (別添資料参考) は、令和 7 年 3 月 3 1 日に経過措置期間
が終了します。

つきましては、対象となる各施設・事業所におかれましては、令和 6 年度介護報酬改定における改定事項を
今一度ご確認いただき、体制の整備等に遺漏なきようお願いいたします。

1. 令和 7 年 3 月 3 1 日に経過措置期間が終了する改定事項

- ①業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ②身体的拘束等の適正化の推進
- ③介護職員等処遇改善等加算 (加算区分 V (1) ~ (1 4) の廃止)

2. 各改定事項の概要

①業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (業務継続計画とはいわゆる「BCP」のこと。)

- ・対象事業所 特定 (介護予防) 福祉用具販売及び (介護予防) 居宅療養管理指導を除く、全サービス事業所・施設
- ・内容 以下の基準に適合していない場合「業務継続計画未実施減算」を適用する。
 - (イ) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (業務継続計画) を作成する。
 - (ロ) 当該計画に従い必要な措置を講ずる。

②身体的拘束等の適正化の推進

- ・対象事業所 短期入所系サービス及び多機能系サービス事業所
- ・内容 以下の基準に適合していない場合、「身体拘束廃止未実施減算」を適用する。
 - (イ) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合限り、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 (切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす必要あり) の記録を作成する。
 - (ロ) 身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置 (委員会の開催、指針の整備、研修)

次ページをご覧ください

の実施)を講ずる。

③介護職員等処遇改善等加算(加算区分V(1)～(14)の廃止)

- ・対象事業所 令和6年度介護職員等処遇改善加算V(1)～(14)を取得しているサービス事業所
- ・内容 令和6年6月から設定された「介護職員等処遇改善加算」の経過措置区分である加算区分V(1)～(14)が廃止され、これまで加算V(1)～(14)を算定していた事業所は、加算区分I～IVのいずれかの区分の算定を検討する必要がある。

※当該加算を算定する事業者においては、令和7年2月10日付け介護保険最新情報VOL.1353『「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」について』を必ずご確認ください。

※令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書の提出等に係る通知については、後日送付します。

3. その他

上記改定事項に伴う介護給付費算定に係る体制に関する届出については、厚生労働省から令和7年度における届出様式が発出され次第、通知します。

また、令和7年8月1日からの介護老人保健施設、介護医療院及び(介護予防)短期入所療養介護における多床室の室料負担に伴う介護給付費算定に係る体制に関する届出については、後日通知します。

※本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から御周知いただきますよう、お願いいたします。

和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320 Eメール: shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp
